

ねんりんピック彩の国さいたま2026
オリジナルイベント「eスポーツ」企画運營業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

ねんりんピック彩の国さいたま2026オリジナルイベント「eスポーツ」を、高齢者を中心とする生きがいの高揚、社会参加の促進等が図られるとともに、eスポーツの理解促進、裾野拡大、参加者の世代間交流の場がつけられるものにするため、同種同規模のイベント企画運営の実績があり、豊富な情報と優れた専門知識を有する者に本イベントの企画運營業務を委託することとし、公募型プロポーザル方式により受託者を選定する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

ねんりんピック彩の国さいたま2026 eスポーツイベント企画運營業務

(2) 業務内容

【資料2】ねんりんピック彩の国さいたま2026オリジナルイベント「eスポーツ」企画運營業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年1月15日（金）

(4) 委託金額の上限額

9,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 実施スケジュール

(1) プロポーザル実施の公表	令和8年	3月19日（木）	から
(2) 実施要領等に関する質問の受付	令和8年	3月24日（火）	17時まで
(3) 実施要領等に関する質問の回答	令和8年	3月27日（金）	17時まで
(4) 参加意思表明書の締め切り	令和8年	3月31日（火）	17時まで
(5) 参加資格確認結果の通知	令和8年	4月 3日（金）	17時まで
(6) 参加が認められない理由の請求	令和8年	4月 6日（月）	17時まで
(7) 企画提案書の提出締め切り	令和8年	4月23日（木）	17時まで
(8) 第1次審査結果の通知	令和8年	5月 7日（木）	17時まで
(9) 第2次審査	令和8年	5月13日（水）	（予定）
(10) 審査の結果の通知	令和8年	5月中旬	（予定）
(11) 契約締結	令和8年	5月下旬	（予定）

4 参加者の資格に関する事項

本プロポーザルに参加することができる者は、単独企業又は本業務受託のために結成された共同企業体（JV）であって、それぞれ次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 単独企業

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないとされている者でないこと。

- ウ 埼玉県に於ける入札参加停止等の措置要綱(平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号)に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
- エ 埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱(平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- キ 過去 5 年間(令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間)において、同種同規模以上のイベント企画運営業務を実施した実績を有する者であること。

(2) 共同企業体(JV)による参加

- ア 全ての構成員は、上記 4(1)ア～カに掲げる要件を全て満たしていること。
- イ 構成員のいずれかが、上記 4(1)キに掲げる要件を満たしていること。
- ウ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体(JV)の構成員を兼ねている者でないこと。

5 プロポーザル等に関する質問

プロポーザル等に関する質問がある場合は、【様式第 1 号】質問票を提出すること。

- (1) 提出期限 3 月 24 日(火) 17 時必着
- (2) 提出方法 電子メールで提出すること。提出の際の件名は「(企業名)ねんりんピック e スポーツ企画運営業務委託 質問票」とすること。また、電子メール送信後、電話により送信した旨の連絡をすること。なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、3 月 27 日(金) 17 時までに、大会特設ホームページで公開する。

6 参加意思表明書の提出、参加資格の確認

(1) 参加意思表明書の提出

ア 提出書類

①	プロポーザル参加意思表明書【様式 2 号】
②	会社・団体等概要【様式 3 号】
③	共同企業体(JV)にあつては、共同企業体協定書の写し(案でも可) (案の場合は、企画提案書等の提出時に協定書の写しもあわせて提出すること。)
④	過去 5 年間(令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間)において、同種同規模のイベントにおいて、企画運営業務を実施した実績を確認することができる書類(契約書の写しなど)

イ 提出期限

令和 8 年 3 月 31 日(火) 17 時まで

ウ 提出方法

電子メールで提出すること。提出の際の件名は「(企業名)ねんりんピック e スポーツ企画運営業務委託 参加意思表明書」とすること。また、電子メール送信後、電話により送信した旨の連絡をすること。

エ 参加資格確認結果

令和8年4月3日（金）17時までに通知する。

オ 留意事項

（ア）提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すこととする。

（イ）提出期限までに提出しない者は、参加資格がないものとする。

（ウ）共同企業体（JV）での参加の場合は、①②を共同企業体（JV）につき1部ずつ作成の上、共同企業体（JV）の名称、代表者及び構成員等を記載した「共同企業体協定書」とともに提出すること。

（2）参加資格の喪失及び辞退

参加資格の確認後に参加資格要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。また、都合により辞退する場合には、【様式4号】プロポーザル参加辞退届を提出すること。

（3）参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、文書（任意様式）によりその理由の説明を求めることができる。

（ア）提出期限

令和8年4月6日（月）17時まで

（イ）提出方法

電子メールで提出すること。また、電子メール送信後、電話により送信した旨の連絡をすること。

イ ねりんピック彩の国さいたま2026実行委員会事務局は、説明を求めた者に対して、文書によりその理由を説明するものとする。

7 企画提案書等の作成及び提出

（1）提出書類及び部数

ア 【様式5】企画提案書提出届 1部

イ 企画提案書 10部（A4版横左綴じ）及び電子データ一式

※ 【資料2】仕様書に基づき、具体的な企画案を記載すること。

ウ 企画提案書概要（A4版横型、片面刷り1枚） 10部及び電子データ一式

エ 見積書 1部

※ 本事業を実施するための費用とその積算内訳を明らかにした見積書（ねりんピック彩の国さいたま2026実行委員会 会長 大野元裕宛て）に所在地、商号又は名称、代表者指名を記入し、提出すること。

※ 見積額が上記2（4）の契約上限額を上回った場合は、審査の対象としないものとする。

オ 共同企業体協定書 1部

※ 共同企業体（JV）にあって、参加意思表明書の提出時に共同企業体協定書（案）を提出した者のみ。既に共同企業体協定書の写しを提出している者は不要。

（2）提出期限

令和8年4月23日（木）17時まで（必着）

（3）提出方法

ア 上記7（1）ア、エ、オについては、郵送、持参による書面での提出または電子メールによる電子データでの提出とすること。郵送、持参による提出の場合は、記載の部数を提出すること。

イ 上記7(1)イ、ウについては、郵送、持参による書面での提出及び電子メールによる電子データ（Word、Excel または PowerPoint 形式のいずれかと PDF 形式の両方 各一式）での提出とすること。郵送、持参による提出は、記載の部数を提出すること。

ウ 提出後、電話により送信した旨の連絡をすること。

(4) 提出に係る留意事項

ア 提出できる企画提案書は、1案とする。

イ 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなす。

8 審査

(1) 審査方法

【資料3】ねんりんピック彩の国さいたま2026オリジナルイベント「eスポーツ」企画運営業務委託プロポーザル審査要領に基づき、業務委託候補者を選定する。なお、プロポーザル参加者が1者の場合にも、上記選定方法により当該事業者の選定可否を決定する。

※ プロポーザル参加者が4者以上の場合は、実行委員会事務局が書類審査（第1次審査）を実施し、書類審査を通過した者（3者）をプレゼンテーション審査（第2次審査）の対象とする。プロポーザル参加者が3者以下の場合は、全員をプレゼンテーション審査の対象とする。

※ 書類審査（第1次審査）の実施有無にかかわらず、結果を参加者全てに令和8年5月7日（木）17時までに電子メールで連絡する。

(2) プレゼンテーション審査

ア 日程

令和8年5月13日（水）（詳細は、参加者に別途連絡する。）

イ 会場

さいたま市内（詳細は、参加者に別途連絡する。）

ウ 説明時間

25分以内（質疑応答は別途15分程度）

エ 説明者

1参加者あたり4名以内（補助者を含む）

(3) 結果通知

審査結果は後日、全ての参加者に通知する。また、最優秀提案事業者名等は、ねんりんピック彩の国さいたま2026ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立てはできないこととする。

9 契約に関する事項

(1) 契約の相手方

上記8により業務委託候補者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。その際、協議結果に基づき、企画提案内容の一部を変更することや、委託業務の内容を追加、または修正する場合がある。

(2) 次点の繰り上げ

上記8により業務委託候補者として選定された者が正当な理由なく契約しないとき、または協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に契約内容に関する協議等を行った上で、契約を締結することとする。

10 失格事由

プロポーザル参加者が次のいずれかに該当した場合、失格となることがある。

- (1) 審査委員、実行委員会事務局職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載していた場合

11 その他

- (1) 提出された書類は、返却しない。なお、実行委員会に提出された書類は、埼玉県情報公開条例（平成12年12月26日条例第77号）に規定する不開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、プロポーザル参加者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。
- (2) 選定されたプロポーザル参加者の企画提案書に係る一切の著作権は、実行委員会に帰属し、無償で実行委員会に譲渡するものとする。
- (3) 選定されなかったプロポーザル参加者の企画提案書に係る著作権は、プロポーザル参加者に帰属するものとする。
- (4) 企画提案内容に含まれる著作権、特許権など、法律に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負うものとする。
- (5) 本プロポーザルによって収集した個人情報については、本業務以外には利用しないこと。
- (6) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

12 提出先及び問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1（埼玉県庁本庁舎 5 階）

ねんりんピック彩の国さいたま 2026 実行委員会事務局

（埼玉県福祉部ねんりんピック推進課内）

TEL：048-830-3215 FAX：048-830-4702 E-mail：nenrin@pref.saitama.lg.jp

※ ファイル容量が 10MB を超えるものは、事務局システムの都合により電子メールを受信することができないため、あらかじめ協議すること。また、電子メール送信時は、到達確認の電話をすること。